

# 山梨県公報

号外第八十七号

平成二十一年  
十一月十一日  
金曜日

## 目 次

### 選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 ..... 一  
を有する者の一定数 ..... 一

県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
議員の名選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十一日

一八四、〇八二

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

敏

#### 選挙区名

西八代郡  
南巨摩郡

南都留郡  
甲府市

富士吉田市  
都留市・西桂町

山梨市  
大月市

韮崎市  
南アルプス市

北杜市  
甲斐市

笛吹市  
上野原市・北都留郡

甲州市  
中央市・中巨摩郡

#### 三分の一の数

四、九七三  
一一、二〇四

二二、一九八  
五二、八二四

一四、〇六八  
一九、八七四

一〇、四三四  
八、一九四

八、四六五  
一九、二三一

一九、三三一  
七六三

一九、二〇〇  
三三三

一九、二〇〇  
九七〇

一九、二〇〇  
七六八

一九、二〇〇  
三四七

山梨県選挙管理委員会  
委員長 戸 栗 敏

平成二十一年十一月十一日

一四、〇九〇

### 山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番